

〔申請書（提出資料）：指定がないものは**写し不可**〕

□ 1. 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 (建設業法施行規則 別記様式第25号の11)	○知事許可業者 正 1 部 副 2 部 【副本は写し可】
□ 2. 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高 (同 別紙1)	
□ 3. 技術職員名簿 (同 別紙2)	
□ 4. その他の審査項目 (社会性等) (同 別紙3)	
□ 5. 手数料証紙 ※知事許可業者は島根県収入証紙を任意の用紙に貼付	○正 1 部
□ 6. 経営状況分析結果通知書	
□ 7. 工事種類別完成工事高付表 【該当する場合】	様式「工事種類別完成工事高付表」 ※完成工事高及び元請完成工事高の業種間積上げを行う場合のみ…欄外参照
□ 8. 技術職員名簿に記載した職員のうち、 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者 (65歳以下の者に限る) ① 及び② 【該当する場合】	①様式「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」 ② (常時10人以上の労働者を使用する業者のみ) 継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則 【写し可】
□ 9. 監査の受審状況 ・会計監査人設置会社は① ・会計参与設置会社は② ・常勤の公認会計士等が確認する場合は③ 【該当する場合】	①有価証券報告書若しくは監査報告書 (監査証明書) (無限定適正意見又は限定付適正意見が付されているもの) 【写し可】 ②会計参与報告書 【写し可】 ③常勤の者のうち、公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに1級建設業経理事務士のいずれかに該当する者が、自ら署名を付した確認書 様式「経理処理の適正を確認した旨の書類」
□ 10. 建設機械の保有状況について 【該当する場合】	①建設機械の保有状況一覧表 (任意) ②建設機械のリース契約に関する誓約書 ※リース契約書で1年7ヶ月以上の使用期間が確認できない場合に提出 ただし、「自動更新付きリース契約」にあつては提出不要
□ 11. 外国子会社の経営実績 【該当する場合】	「外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値認定書」 ※事前に国土交通大臣に認定申請を行い、数値の認定を受ける必要があります

* 1～6.については上表記載の部数、7～11については3部提出

〔確認資料：**写し**〕* 以下全ての書類は、1部提出

□ 12. 契約書又は注文書	工事経歴書に記載された工事に係るもの ・各業種について金額の大きいものから5件程度 *工事名、工期、請負金額、発注者が確認できるもの
□ 13. 直前決算の確定申告書類・決算報告書	税務署に申告した消費税部分について 参考：第3－(1)号様式

□ 1 4. 消費税納税証明書（様式その 1）	納税額の記載があるもの
□ 1 5. 技術職員の資格合格証明書 （新規掲載者、有資格コードを変更した方、又は基幹技能士）	技術職員名簿に記載した資格の合格証明書等の写し
□ 1 6. 監理技術者資格者証等 （1 級に相当する技術者に限る）	監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
□ 1 7. 雇用保険 （技術職員名簿に記載した職員及び経理資格保有者）＊役員除く	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
□ 1 8. 健康保険及び厚生年金保険 ① （技術職員名簿に記載した職員及び経理資格保有者）	①健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は資格取得確認通知書
技術職員名簿に記載した職員及び経理資格保有者のうち、後期高齢者医療制度対象者（75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者）でかつ雇用保険適用除外者 ②又は③のいずれか 及び ④	②住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用） ＋住民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）（写） ③給与支払報告書（写）又は給与所得の源泉徴収票（写） ＋市町村が発行する所得証明書 ④賃金台帳又は出勤簿（審査基準日を含む以前 7 ヶ月分の状況が確認できるもの）
□ 1 9. 建設業退職金共済制度	建設業退職金共済事業本部又は都道府県支部が証明した加入・履行証明書
□ 2 0. 退職一時金制度又は企業年金制度 ①～⑤のいずれか	①自社退職金制度を導入している場合は、労働協約書又は就業規則 ②中小企業退職金共済事業本部と契約している場合は、加入証明書又は退職金共済手帳等 ③特定退職金共済団体と契約締結している場合は、加入証明書又は共済契約書等 ④厚生年金基金制度については、厚生年金基金加入員標準給与決定通知書又は加入証明書 ⑤適格退職年金、確定拠出年金、確定給付企業年金制度は加入証明又は契約書の写し等
□ 2 1. 法定外労働災害補償制度 ①～⑤のいずれか	①（財）建設業福祉共済団 ②（社）全国建設業労災互助会 ③全国中小企業共済協同組合連合会 ④（社）全国労働保険事務組合連合会 ⑤保険会社との契約の場合は、下記要件が確認できる証券等 ※次の要件をすべて満たすものしか認められません。 ・業務災害と通勤災害の両方を補償する ・直接使用の職員及び下請負人すべてを対象とする ・死亡及び労災保険の後遺障がい等級第 1 級から第 7 級までを補償する
□ 2 2. 民事再生法・会社更生法の適用の有無 （平成 23 年 4 月 1 日以降の申立に係る 手続開始又は終結決定を受けた業者）	①手続開始の決定日が確認できる書類 ②手続終結の決定日が確認できる書類（官報広告の写し等）
□ 2 3. 防災協定の締結の有無 ①及び②	①国、地方公共団体等と締結している防災協定の写し ②（社団法人等の団体で締結している場合のみ）

	当該団体に加入していることを証する書類等で、申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類
□ 2 4. 営業停止処分・指示処分の有無 (審査基準日の直前 1 年間に建設業法第 28 条の規定に基づく営業停止処分又は指示処分を受けた業者) ①、②のうち該当するもの	①営業停止命令書 ②指示書
□ 2 5. 公認会計士等又は 2 級建設業経理事務士	審査基準日前に交付された合格証書の写し
□ 2 6. 研究開発費 (会計監査人設置会社に限る)	注記表 (建設業法施行規則 様式第 1 7 号の 2)
□ 2 7. 建設機械の保有状況 ①又は②のいずれか + ③、④又は⑤のいずれか (該当の書類) 及び⑥	① 買契約書、割賦販売契約書 ②リース契約書 (審査基準日から将来に亘って 1 年 7 月以上の使用期間のあるもの) ③特定自主検査記録表 (一)、(二)、(三)、(六)の場合) ④製造時検査証・性能検査証 (四の場合) ⑤自動車検査証 (五の場合) ⑥対象となる建設機械であることが確認できる写真、 (形式・自重・パケット容量等が記載された) カタログ等 ※対象となる建設機械は次のいずれかに限る (一)ショベル系掘削機 (ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラム シエル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの) (二)ブルドーザー (自重が 3 トン以上のもの) (三)トラクターショベル (パケット容量が 0. 4 立方メートル以上のもの) (四)移動式クレーン (つり上げ荷重 3 トン以上のもの) (五)大型ダンプ車 (車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上) (事業の種類として建設業の用途として届け出、表示番号の指定を受けているもの、又は営業用で主として建設業の用途として届け出、車検証備考欄に表示されているもの) *「建設業の許可を受け、かつ、営業用大型ダンプをお持ちの事業の皆様へ」(手引き P12~P13) を参照してください。 (六)モーターグレーダー (自重が 5 トン以上のもの)
□ 2 8. ISO の取得状況 ・ ISO 9001 の登録 ・ ISO 14001 の登録	(財) 日本適合性認定協会 (JAB) 又は JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証を証明する書類 (日本語版) ※登録範囲に建設業が含まれていない場合、登録範囲が一部の支店等に限られている場合は対象外
□ 2 9. 法人番号確認書類 ①又は②のいずれか	①法人番号を確認できる法人番号指定通知書の写し ②「国税庁法人番号公表サイト」において、申請者の法人番が表示された画面を印刷したもの ※平成 28 年 1 月 1 日以降初めて経審を受ける法人が対象。一度経審で提示している場合不要。

※前年に審査を受けていない場合は、1 2. 契約書等又は注文書 1 3. 直前決算の確定申告書類・決算報告書 1 4. 消費税納税証明書は、直前 2 年分又は 3 年分必要です。

※いずれの提示書類も審査基準日時点での内容を審査します。

※原則、上記の書類で確認しますが、これ以外でも確認資料になると思われるものは送付してください。

〔手数料一覧表（平成 16 年 3 月改正）〕（単位：円）

申請の種類 審査業種数	経営規模等評価 ＋総合評定値	経営規模等 評価申請	総合評定値 請求	申請の種類 審査業種数	経営規模等評価 ＋総合評定値	経営規模等 評価申請	総合評定値 請求
1 業種	11, 000	10, 400	600	1 6 業種	48, 500	44, 900	3, 600
2 業種	13, 500	12, 700	800	1 7 業種	51, 000	47, 200	3, 800
3 業種	16, 000	15, 000	1, 000	1 8 業種	53, 500	49, 500	4, 000
4 業種	18, 500	17, 300	1, 200	1 9 業種	56, 000	51, 800	4, 200
5 業種	21, 000	19, 600	1, 400	2 0 業種	58, 500	54, 100	4, 400
6 業種	23, 500	21, 900	1, 600	2 1 業種	61, 000	56, 400	4, 600
7 業種	26, 000	24, 200	1, 800	2 2 業種	63, 500	58, 700	4, 800
8 業種	28, 500	26, 500	2, 000	2 3 業種	66, 000	61, 000	5, 000
9 業種	31, 000	28, 800	2, 200	2 4 業種	68, 500	63, 300	5, 200
1 0 業種	33, 500	31, 100	2, 400	2 5 業種	71, 000	65, 600	5, 400
1 1 業種	36, 000	33, 400	2, 600	2 6 業種	73, 500	67, 900	5, 600
1 2 業種	38, 500	35, 700	2, 800	2 7 業種	76, 000	70, 200	5, 800
1 3 業種	41, 000	38, 000	3, 000	2 8 業種	78, 500	72, 500	6, 000
1 4 業種	43, 500	40, 300	3, 200	2 9 業種	81, 000	74, 800	6, 200
1 5 業種	46, 000	42, 600	3, 400				